インクルーシヴ教育への誤解

日本でよく見られる説明に象徴的な表現

a. 障害のある子どももない子どもも一緒に学ぶ

b. 誰もが当たり前の生活ができるように

c. 特別な学校や学級はインクルーシブ教育ではない

a → インテグレーション概念

b → ノーマライゼーション　（の誤った理解）

c → インクルージョン概念の誤解

インクルーシヴ教育

Inclusion　包含

教育的ニーズ

多様性

プロセス

インクルーシヴ教育の概念を正確に表現した定義

「個々の教育的ニーズの多様性を包含する範囲を拡大するプロセス」のこと

インクルーシヴ教育

インクルーシヴ教育の定義

個々の教育的ニーズの多様性を包含する範囲を拡大するプロセス

障害をもつ子どもも含めて、子どもたちの様々な教育的ニーズに対応できる範囲を各学校・学級が少しずつ拡大していくこと

その方法のための制度が「特別ニーズ教育」

インクルーシヴ教育

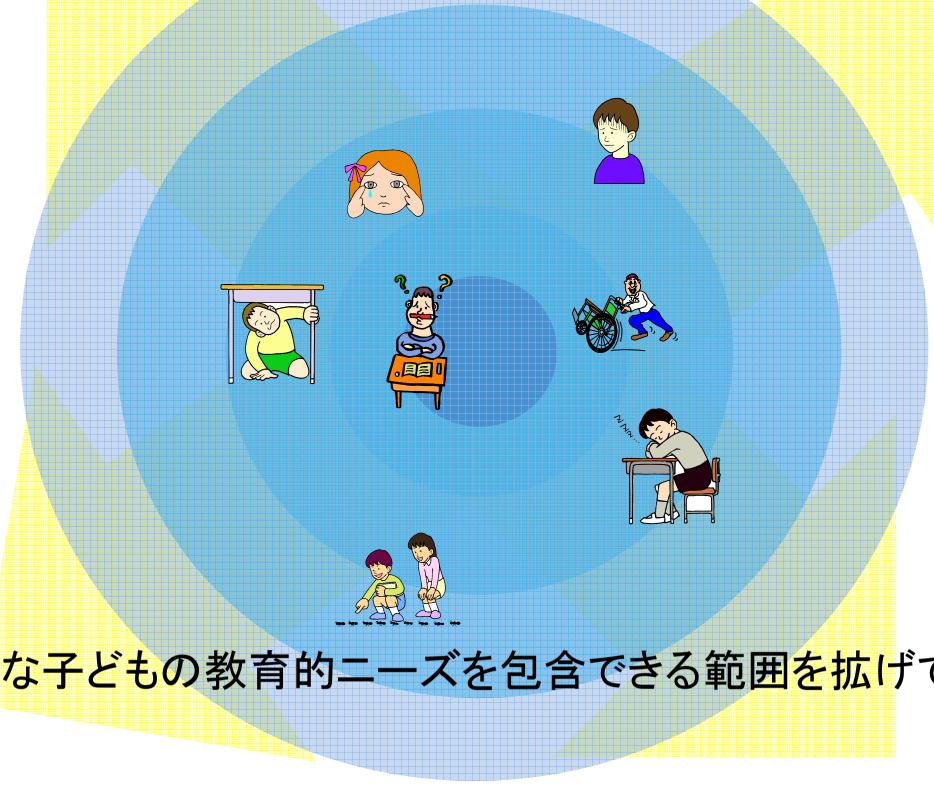

様々な子どもの教育的ニーズを包含できる範囲を拡げていく

インクルージョン

単に「障害」をもつ子どもと「障害」をもたない子どもを一緒にするのがインクルージョンではない

→ これは　インテグレーション概念

インクルージョンは，単に障害を持つ子どもを他の子どもとともに教育するばかりでなく，あらゆる子どもの教育的ニーズの*多様性を包含*できるような学校を創る*プロセス*のこと。また，そうした学校を含む社会のあり方を提起した概念

インクルーシヴ教育の概念

個々の教育的ニーズの多様性を包含する範囲を拡大するプロセス

真城（2011）
インクルーシヴ教育
実験学校の構想

日本の教師のインクルーシヴ教育のイメージ

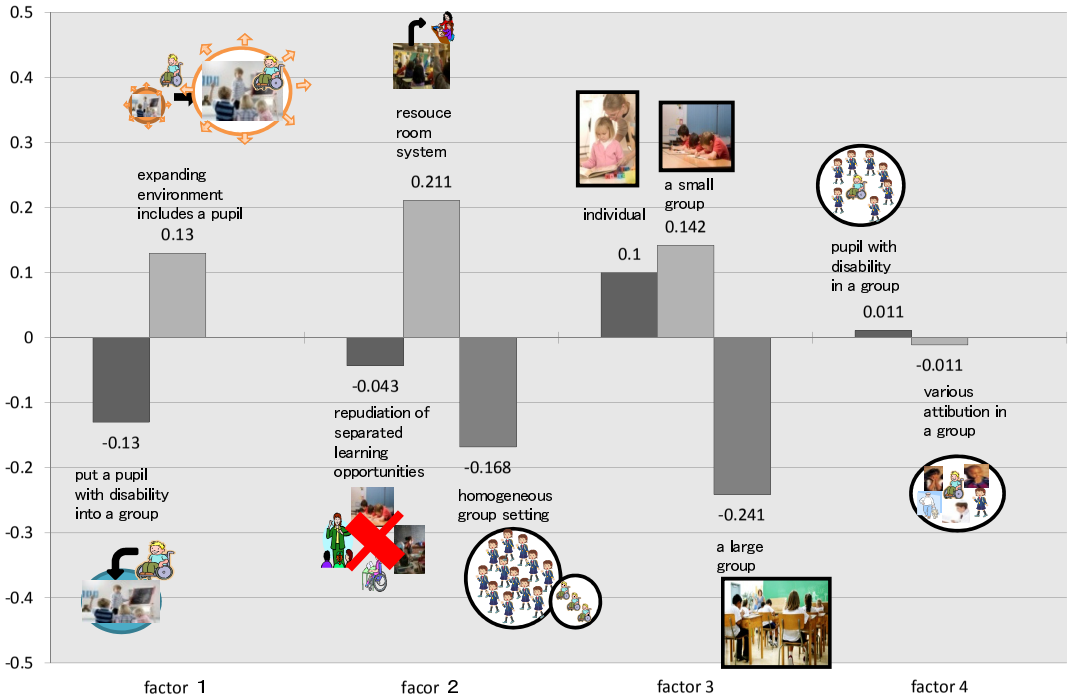

Fig. utility score (all respondents)

Sanagi(2014)

日本の教師のインクルーシヴ教育のイメージ

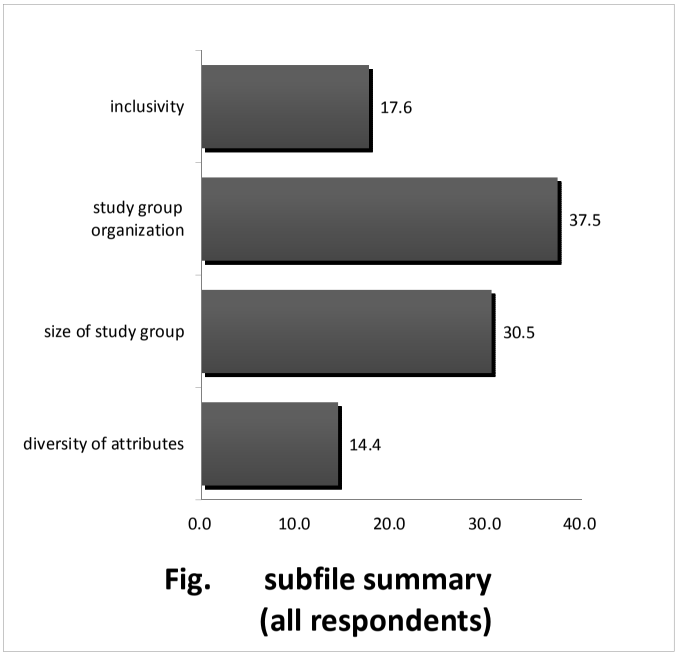

Fig. subfile summary (all respondents)

インクルーシヴ教育の
イメージが主として
集団の形態
集団のサイズ
によって形成されている

cf.
インクルーシヴ教育概念は
包含性
属性多様性
から構成されるもの

Sanagi(2014)

通常学校と特別支援学校教師の比較(2015)

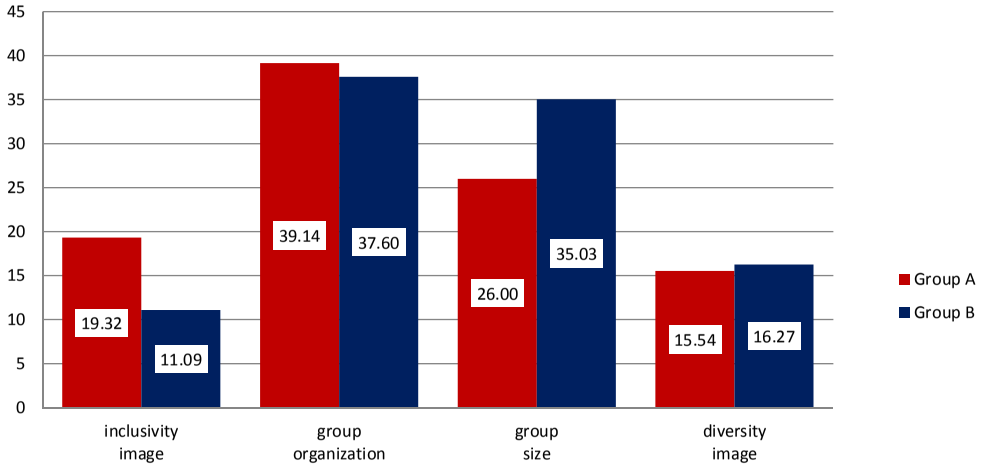

Fig. 3 Average Relative Importance

Group A : 通常学校教師
Group B : 特別支援学校教師

通常学校と特別支援学校教師の比較(2015)

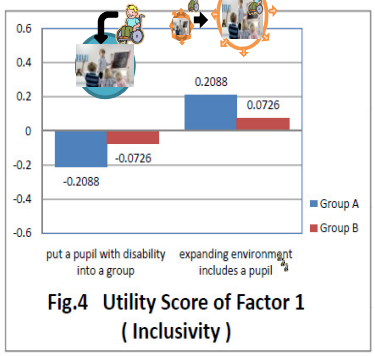

Fig.4 Utility Score of Factor 1
(Inclusivity)

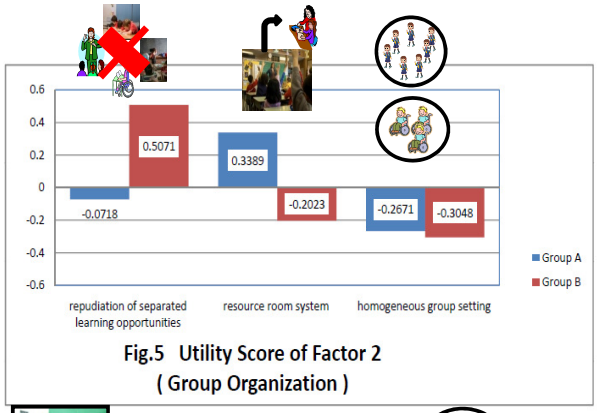

Fig.5 Utility Score of Factor 2
(Group Organization)

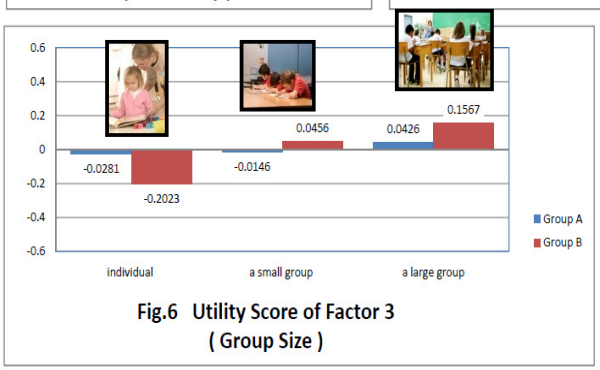

Fig.6 Utility Score of Factor 3
(Group Size)

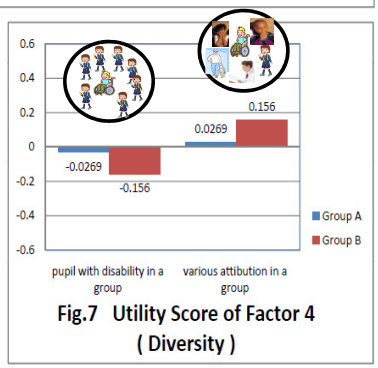

Fig.7 Utility Score of Factor 4
(Diversity)

Sanagi(2015a)より

インクルーシヴ教育を進めるためには

一部の児童生徒に個別に専門的指導を用意することが特別支援教育なのではなく，特別な支援を必要とする児童生徒への対応のための体制整備を図ることを手がかりにしながら，学校全体での支援体制の向上を図っていくこと，そして「その結果として」，特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切な学習環境が用意されるようになり，必要とされる支援が個々に用意されるようになると考えなければならない

→ こうした「循環構造」をつくることが大切

インクルージョン

特別支援学校の存在を否定しない

通常教育が「万人のための教育」に関する責任を明確にすることを前提としていくことは重要。

通常学校が子どもの様々なニーズへの対応を用意する最大限の努力が図られた上に，「障害児学校」の選択が位置づけられるということ

ここに「合理的配慮」の概念が関わってくる

インクルージョンを進めるために

学校で専門的指導との結びつきだけに意識が向けられてしまうと，通常学校の中で特定の子どもと教師が全体から切り離されてしまう

これまで特別な支援が得られなかった子どもに，何らかの専門的指導が用意できれば，それでよいのではないかと思いこまれていることがあるが，なによりも各学校内で適切な支援体制を整備することが本質

→ **これを怠ると，むしろ子どもへのデメリットの方が大きくなる**

特別な教育的ニーズ論(p.55)

循環構造でニーズは変化する

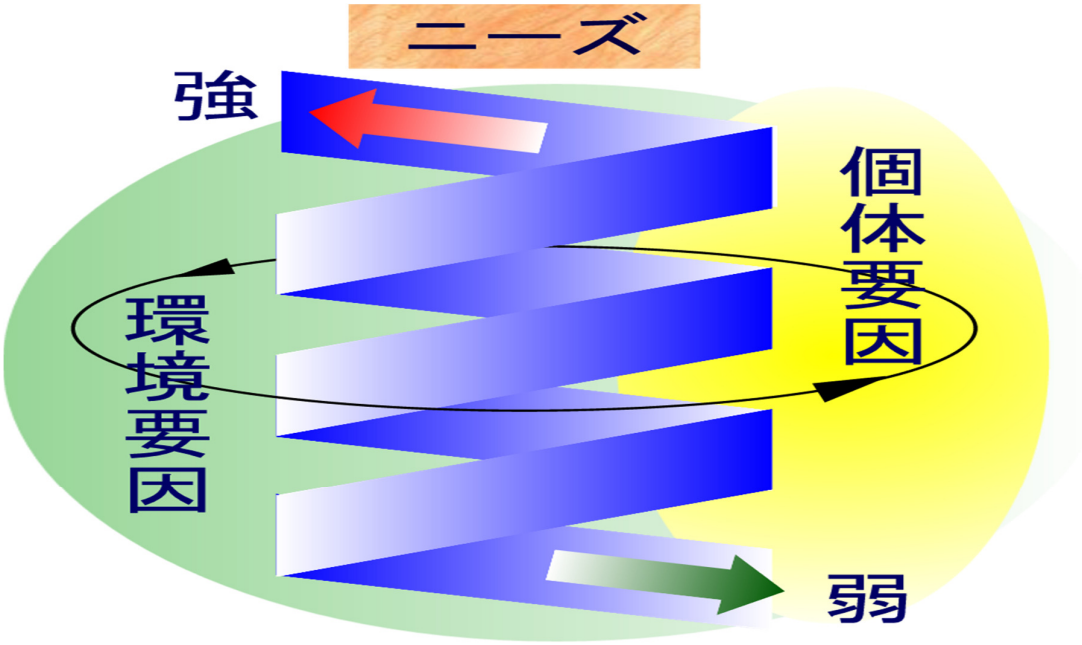

個体と環境による影響の循環

特別な教育的ニーズ論(p.63)

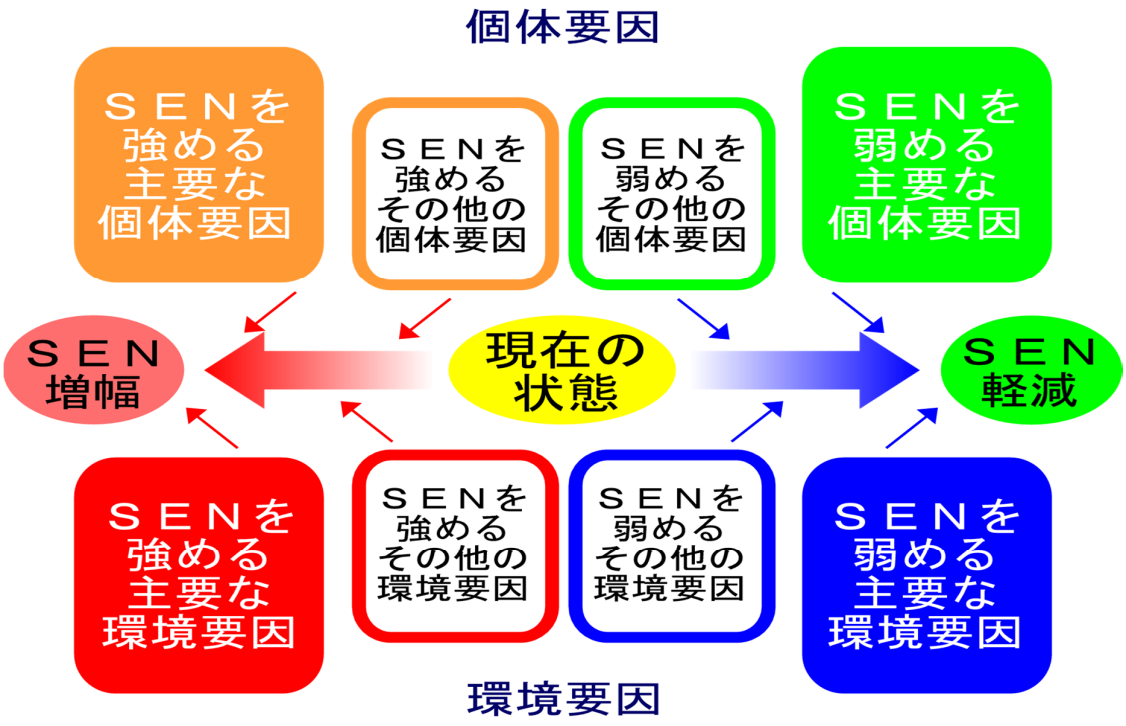

SENの増幅・軽減の要因を図に書き込む

特別な教育的ニーズ論(p.56)

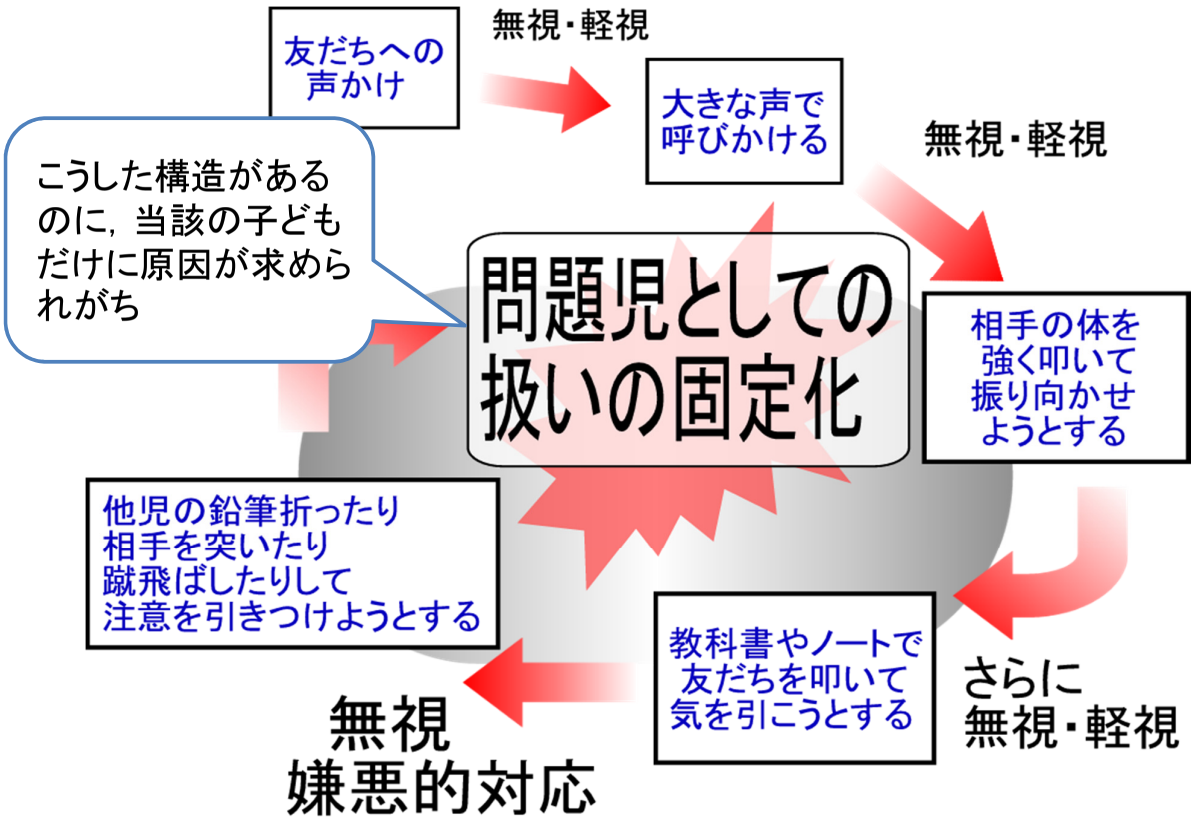

「障害」や子ども自身に課題があると思いこまれていることについて

問題の原因を「障害」だけに求めてしまいがち
例）「この子はＡＤＨＤだから衝動的なんだ」
「この子は知的障害だから社会的スキルが不足しているんだ」
「善悪の判断ができないのは障害のためなんだ」
→実際には他の理由によっていることまで「障害」に絡めてとらえられてしまうことが少なからずある

様々な理由の存在を忘れないこと

特にADHDは世界的に「誤診」が多いことを念頭におくべき

「障害」や子ども自身に課題があると思いこまれていることについて

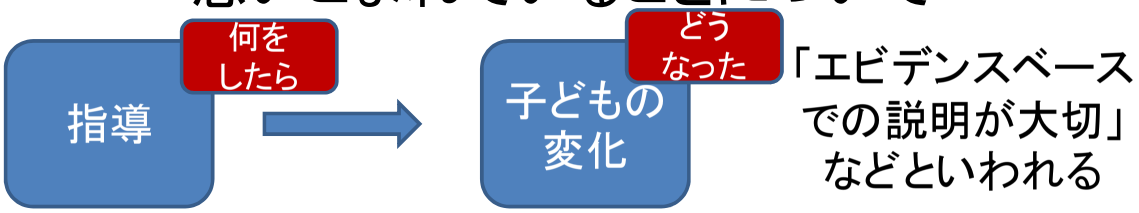

「エビデンスベースでの説明が大切」などといわれる

例1

レノックス症候群

発作によって退行

提供した指導と子どもの変化の関係をどう説明している？

「指導成果」ばかりを強調した記載に偏らないこと

「障害」や子ども自身に課題があると思いこまれていることについて

「エビデンスベースでの説明が大切」などといわれる

例2

ADHD

ADHDの子にはこんな教室環境やあんなSST指導、あの薬が有効といわれる

たしかにそうなのだが・・・

条件は常に変化していることをどのように考慮して指導している？

特にADHDは世界的に「誤診」が多いことを念頭におくべき

（補足）

- ADHDの子どもに処方される薬について

日本では「問題ない」とされているが、他の国では使用が禁止されている薬もある
ADHDを「治す」薬ではない
非定型効果
多幸感　と　強い薬物依存性

薬の処方や学校での特別な指導の前に
「緊張の除去」と「不安の解消」を
まず図ること

特別ニーズ教育と特別支援教育

特別な教育的ニーズ論(p.11)

ポイント　！

特別な教育的ニーズの概念で説明される
「特別」な対応を「通常」の対応に変化させる
過程こそが、インクルーシヴ教育の概念を
具現化するプロセスに符合している

この点を理解して制度設計ができるかどうかで
特別支援教育の方向性は大きく変わる

特別ニーズ教育と特別支援教育

一人ひとりの教育的ニーズに応じた という
表現が多用されている

しかしながら

「特別な教育的ニーズ」の概念が
理解されているのか？

「特別な教育的ニーズ」の用語中の「特別」の意味を
知っているか？

特別な教育的ニーズの概念

- 「特別な教育的ニーズ」論は，

  子どもの学習上の困難を引き起こしている原因や構造を子ども自身の要因(個体要因)と子どもを取り巻く周囲の要因(環境要因)との相互作用によって生じる　動的な状態を表す概念としてとらえ，必要な対応を導くとともに子どもの学習環境を不断に高めようとする考え方

特別な教育的ニーズ論(p.22)

特別な教育的ニーズの概念

- 「特別な教育的ニーズ」とは，

  「個体要因」と「環境要因」の相互作用の結果として生じ，または維持されているものであり，それへの教育的対応の開発・提供とその維持のために通常の教育的対応に付加した，あるいは通常の教育的対応とは異なるコスト（費用・時間・労力）が必要な状態のことである。

特別な教育的ニーズ論(p.22)

特別な教育的ニーズの概念

「特別な教育的ニーズ」は個体要因，環境要因及び両者の相互作用によって規定される

特別な教育的ニーズ論(p.51)

特別な教育的ニーズの概念

- なぜ、「特別な教育的ニーズ」をふまえることが必要であると考えられるようになったか

従来の考え方では
何が問題となったのか

なぜ特別な教育的ニーズの考え方が必要とされたのか

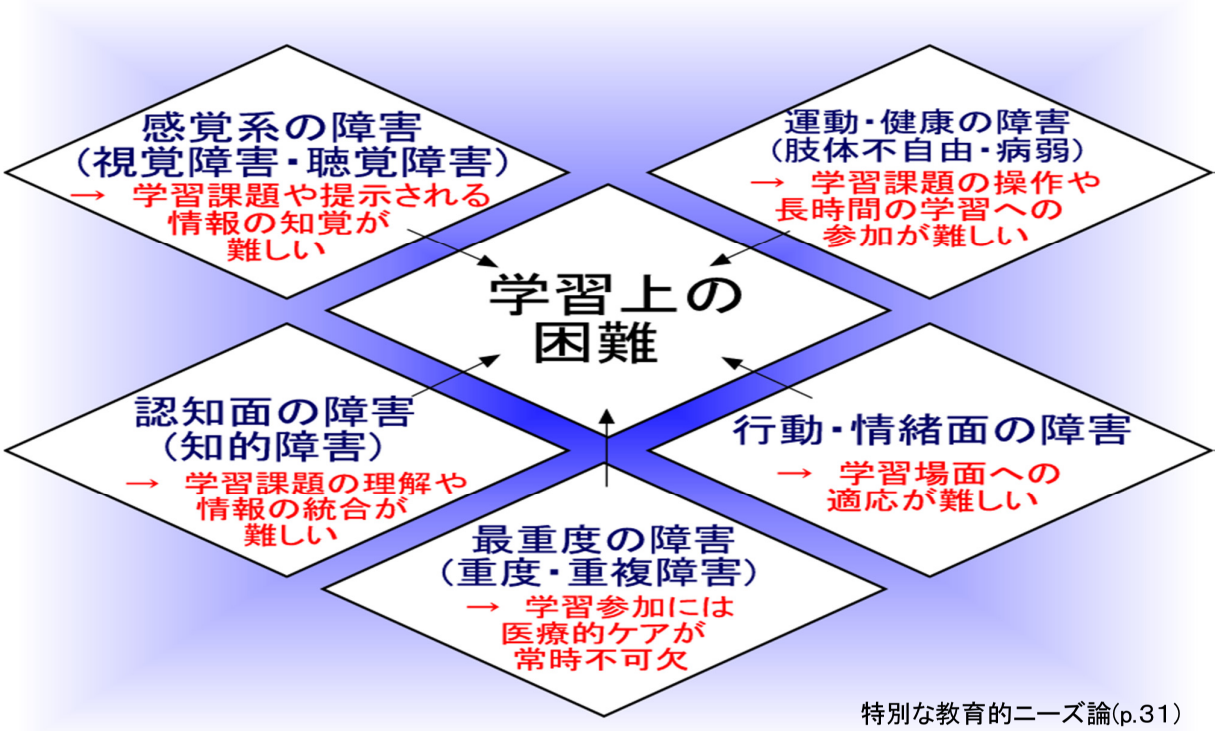

特別な教育的ニーズ論(p.31)

なぜ特別な教育的ニーズの考え方が必要とされたのか

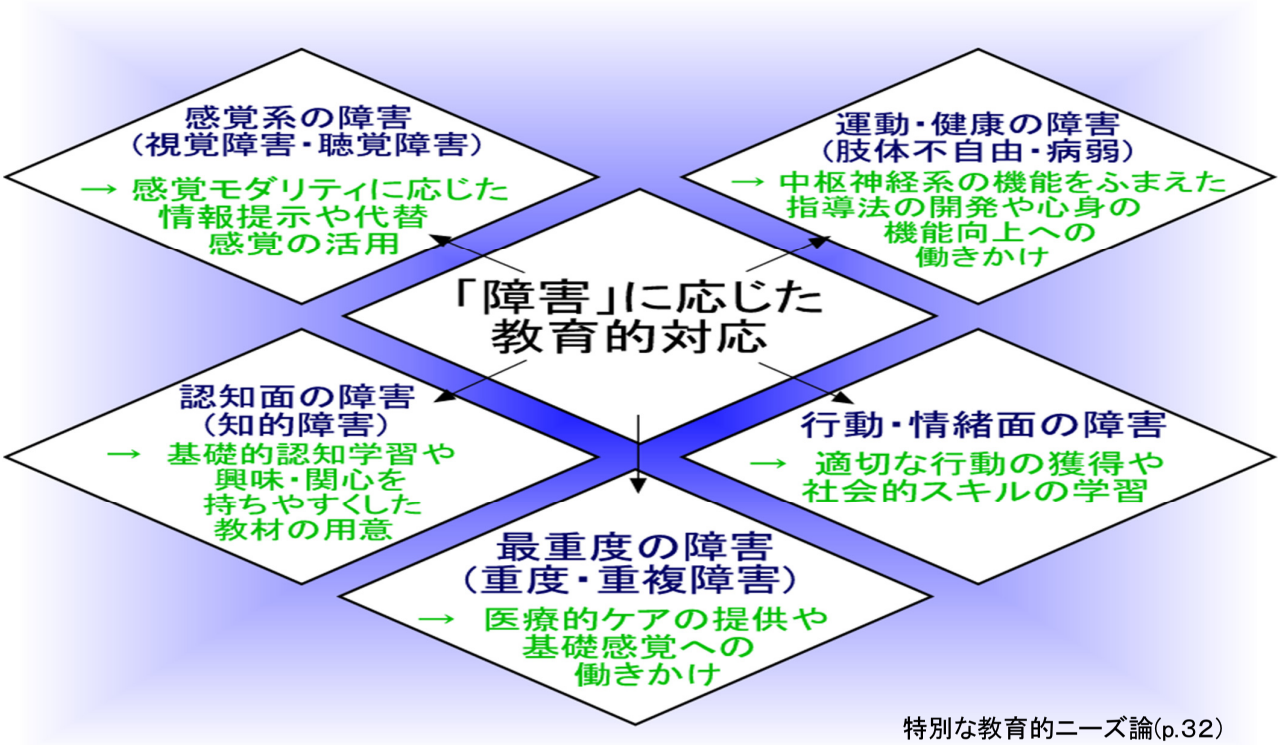

特別な教育的ニーズ論(p.32)

特別な教育的ニーズ論をふまえることの重要性

「特別な教育的ニーズ」論の考え方が必要とされた背景

学習上の困難は、子どもの「障害」だけで生じているのか？

教育環境や教育実践が子どもの学習上の困難を生じさせている場合があるのではないか？

子どもへの教育的対応は，個体要因だけでなく，子どもがどのような学習環境におかれているのかという，「環境要因」の影響を考えなければ，導くことができない

特別な教育的ニーズ論(p.25)

「特別な教育的対応」は「特別な教育的ニーズ」に対して用意されるもの

評価の対象に「環境要因」は欠かせない

- 評価は「子どもの変化」だけに偏りがち
- 子どもが学習をしている「環境要因」の評価がなされないと，「ニーズ」が正しくとらえられないことがある

ただし、環境要因の評価は，単に「問題点」を明らかにするためではない
改善が必要だと思ってもできずに苦しんでいる教師は多い。 → どの条件が影響しているのかを整理する

特別な教育的ニーズ論の考え方を特別支援教育に活かすために

- **ポイント**

1. **子どもの特別な教育的ニーズに関わる「環境要因」としての学校の体制を明確に意識・評価すること**
   →「個別の指導計画」「個別移行支援計画」等に反映させていくこと
2. **1の文脈をふまえつつ，他の機関との関係の中で，各学校の「専門性」を示すこと**

これをシーズと呼びます

3. **個々の教員それぞれの得意な分野を学校の資産として相互に大切にすること…どんな研修が必要か**

さいごに

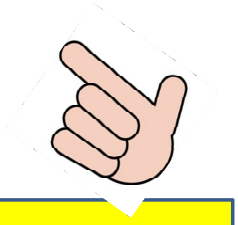

インクルーシヴ教育は必ずしも世界的に積極的に受け止められているわけではない

都合の良い解釈や適用

理由:
1）基本概念をふまえず制度に取り込もうとする施策による誤解
2）「多様性の包含」は人類の永遠の未解決課題

実は厳しいせめぎ合い

概念的には永続できない可能性もある

最低限、ふまえておくべきことは？

インクルーシヴ教育の概念を用いるなら

1） 通常学校の「責任の所在」を拡大すること
2） 「特別（支援）学校」を選択肢として位置づけること

通常学校で提供できることの範囲を示す（国の責任）
特別(支援)学校・学級で提供できることの範囲を示す（自治体の責任）
他校種では提供できない高い質の実践の内容を示す（各学校の責任）
自らが提供できる具体的な専門性を示す（各教師の責任）

こうして、
国内で「教育的ニーズの多様性を包含できる範囲を拡げる方向に進め続けよう」とすることを通じて、子どもたちの「実質参加の促進」を目指そうではありませんか！